日本共産党の中林かずえです。　通告に従い質問します。

●　まず、ごみ減量についてです。

　寝屋川市の可燃ゴミ量は、計画通りに減少しておらず、このままでは、平成３０年稼働予定の新焼却炉の能力を超えてしまう状況です。
　また、ゴミ減量市民アンケート結果で、「再商品化に、適さないその他プラは、サーマルリサイクルに切り替えた方がいい」との、７割を超える市民の声に、応えるためにも、可燃ゴミの減量は、待ったなしの課題と言えます。

　市は「ごみ減量緊急事態宣言」を行い、「ごみ減量・プロジェクト」で、今年から３年間で、可燃ごみを約１万トン減らすとしています。

　１万トンの内訳は、家庭ゴミの　①手つかずの食品（６．９％）削減で２３００ｔ、②生ゴミ（３４．４％）の水分２０％削減で２３００ｔ  ③紙類の分別リサイクルで５５００ｔ、の合計１万トンです。

　そのための重点取り組みとして、
　家庭系ごみでは、「もうひと絞り運動」、紙類の分別収集の活性化、出前講座や食品ロス削減の取り組みがあげられています。事業系ごみの発生抑制では、多量排出事業者への啓発、「30・10運動」の活用などです。

　以下、お聞きします。

まず、１万トンのごみ減量目標の達成には、行政と市民と事業者が一体となって進めることが重要です。そのための３つ基本について、お聞きします。

★第１は、行政からの日常的な発信についてです。
　日頃から、機会をとらえて、市民団体や自治会、事業者団体とコミュニケーションや連携をはかり、ごみ減量への理解を深めてもらう努力、市民と情報を共有する姿勢が、ごみ減量の取り組みを進めるにあたって、市民や事業者の共感を生む基礎となる考えます。

★　第2に、まち全体の雰囲気作りについてです。
　毎日の買い物や、通勤、職場、学校や大学、また外食での店や、遊び場など、市民の日常生活の中に、ごみ減 量の意義や取り組みが目に付くことが必要だと思います。

★　第３は、行政自らのごみ減量への取り組み姿勢についてです。
市役所、総合センター、小・中学校、をはじめとする、市内の公共施設すべてが、ごみ減量にむけてしっかり取り組んでいるという姿勢を市民に示すことが大事だと考えます。
  以上、見解をお聞きします。

次に、廃棄物減量等推進員制度についてです。

府内の過半数の自治体で、廃棄物処理法第５条の８　２項に基づいて「廃棄物減量等推進員制度」が実施されています。

　実施している自治体の８割が、廃棄物減量等推進員（以下、ごみ減量推進員と言います）は、自治会や町内組織からの推薦です。

　例えば、平成７年から、制度を実施している吹田市では、２年任期で市長の委嘱をうけ、市民のボランテア活動として、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいます。
　これまでの使い捨て社会を「もったいない」ということで、必要とする人に使ってもらったり、資源として繰り返し利用するリサイクル社会に、変えていくために 取り組んでいるとのことです。
　２９年度は、ごみ減量等推進員は３００人で、自治会など、町内組織からの推薦です。

　活動内容は、①各地区内における、分別とごみ減量、発生抑制の普及・啓発、②分別回収の徹底のための協力、 ③資源集団回収などの推進・啓発　④市が行う住民へのＰＲ活動への協力⑤研修会、各地区連絡会の活性化　⑥地域の要望、提言等の市への伝達など、市と住民とのパイプ役としての活動です。

　また、吹田市では、店頭キャンペーンや 市内で開催される不特定多数が参加するエコイベントでのごみ減量化宣言、地域の夏祭り、文化祭にゴミ減量などをＰＲする「のぼり」などを活用しての参加、普段の生活に取り入れているアイデアや、地域で取り組んでいる活動などを市民に伝え広げます。活動内容を知ってもらうため推進員だよりを発行しています。

  高槻市を見てみますと、
　ごみ減量推進員は、明確に、ごみ減量化のための自治会の窓口役として、自治会長から推薦をうけて選任されています。
  推進員は、自治会と連携して、ごみの減量や分別に取組み、イベントなどの情報提供を担当します。所属する自治会の活動方針・内容・活動状況に合った合理的な活動を個々の自治会ごとにつくりあげていく、とされています。

　本市では、ごみマイスター制度があり、現在、１３３人が認定されています。しかし、公表されていませんし、住んでいる地域での活動として、市からの要請もありません。

以下、お聞きします。
★本市でのごみマイスター制度と、法に基づく「廃棄物減量等推進員制度」との違いは、一つは、各地域に根ざした活動形態になっているのかどうか、２つ目には、住民をまきこんでの実践活動になっているか、どうかだと思います。
　自治会や町内組織から 推薦される、ごみ減量推進員制度のよい点を取り入れることについて、検討をお願いし、見解をお聞きします。

次に、エコショップ制度についてです。

　エコショップ制度は、ごみ減量やリサイクル、エコに配慮した、取組みを行う事業者、お店などを市が認定、PRすることで、多くの市民に利用してもらい、もって、市民の意識啓発をはかり、ごみ減量などの取組が進むことを目的としています。

　豊中市は、１００店舗以上をエコショップに認定しています。
　省エネやごみの減量につながる３R行動など、ごみの発生抑制、減量化に、積極的に取組むお店や、環境に配慮した販売方法やサービスの提供を行うお店が認定されています。
認定されると、 ロゴマークを使用しての広告ができます。

　エコショップ認定店では、アルミ缶、スチール缶、牛乳パック、トレイ、ペットボトルの店頭回収ボックスを設置している店や、あるうどんやさんでは、ダシをとるかつお節を栄養価の高い有機肥料として活用、地域と連携して「食品リサイクル・ループ」に取り組んだりしています。
　「食品リサイクル・ループ」とは、食品廃棄物を利用して、肥料や家畜の飼料をつくる事業」のことです。

　また、飲食店では、食品残渣の堆肥化、リターナブル瓶での飲み物の販売、ご飯の小盛り承ります、調理くずや食べ残しを出さない工夫をしている、地元の野菜を使った料理など、
もあります。

　また、エコショップフェステバルでは、フードド ライブと言って、家庭で余っている食品を学校や職場に持ち寄り、まとめて、地域の福祉団体や施設、フードバンクに寄付する取り組みを行っています。今後、集まった食品は、社会福祉協議会を通じて、こども食堂などに、利用できないか検討するとのことです。

　堺市のエコショップ制度では、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店や飲食店に、エコショップマークを交付、食べ残しを減らす取組として、ハーフサイズメニューの設定、生ゴミの堆肥化、ばら売り、量り売り、消費者へのごみ減量・リサイクルのよびかけなどをおこなっている店を認定しています。

　堺市のエコショップマークです。実物はこんなに大きくはありません。
キャラクターが載っています。

以下お聞きします。

★　寝屋川市が認定しているエコショップは、11店舗７社で、全てスーパーです。店頭回収を増やしていくことも含め、街のいたるところに、エコショップがあれば、ごみ減量の意識啓発を進めることに効果的だと考えます。
　市民からよく目立つ駅前や商店街も含めて、飲食店や小売り店、オフィスなどへの拡大について、お考えをお聞きします。

次に、オフィスペーパーの分別についてです。

　ごみ分析調査結果では、オフィスビルのごみは、66.2％が紙類で、うち41.1％がリサイクル可能な紙であることからも、分別の徹底で効果が期待できます。

★　そこで、オフィスペーパーの分別対策は、地域と同じように、会社ごとに出前講座 の案内や、ごみ減量への協力のお願いに出向くなど、具体的な取り組みの方向をお聞きします。

次に、多量排出事業者制度についてです。

　この制度は、多量排出事業者に対して、責任者を決め、「減量化計画書」提出と、実績報告を義務づけ、ごみ減量の指導や助言を行うものです。

　本市も、毎年1回、「減量等計画書」の提出と「管理責任者」の届け出をお願いしています。しかし、現状は、計画書の提出や実績報告を怠る事業者に対して、きめ細かな指導、助言までに至っていないケースが多くあります。

　多量排出者制度の対象については、自治体間で大きな違いがあります。
　本市は、１か月の排出量が、５ｔもしくは、４５リットル入り袋６００ 個（約４．８ｔ）以上を対象としており、対象事業者は、７８事業者で、減量計画によれば、市内事業所ごみの約３割弱を占めるとのことです。

　他市では、 例えば、高槻市や堺市は、排出量月１ｔ以上です。吹田市は月２ｔ以上、 枚方市では月２．５ｔ以上となっています。
★　本市の、月４．８～５ｔ以上というのは、他市と比べて、対象事業者が少ない基準です。対象を広げることによる、デメリットがあればお示しください。

★　また、多量排出事業者の指導について、課題や取組方向をお聞きします。

次に、食品ロスについてです、

  新食品リサイクル法では、「市町村は、食品資源の再生利用や家庭からの食品廃棄物の発生抑制、再生利用等について、地域の実情に応じて促進するよう、必要な措置を講ずるように努める」ものとされています。

　２８年３月公表の全国の「実態調査」では、食品関連事業者への食品ロスの発生抑制や再生利用について、指導や啓発をしていない自治体が６９％に上っています。
  今後とも、官民をあげた、食品ロス削減の推進が求められています。

以下お聞きします。

まず、飲食街の　食べ残し対策についてです。

飲食街での、作りすぎ、食べ残しが11.2％あります。
　「３０・１０運動」は、「残さず食べよう」ということで、宴会などで、乾杯後３０分は席を立たず料理を食べる、お開き前１０分は、自分の席に戻って食べよう」という運動です。

　松本市では、「残さずに食べよう」推進店認定制度を発足し、認定店では、宴会の品目を減らす、持ち帰り容器の提供、ハーフサイズ・小盛メニュー、ご飯の量の調整、店での「残さず食べよう運動」のアナウンスなどを行なっています。

★３０･１０運動については、商業団体へ周知 をするとのことですが、具体化について、お聞きします。

次に、スーパーの売れ残り食品についてです。

　スーパーからの食品ごみのうち、３０％が売れ残り食品です。基本的には、売れ残り食品を可燃ごみに出さないような、企業努力をお願いすることです。しかし、「３割は売れ残る」ことを計算して、製造、販売しているという経営手法だともいわれています。

　まだ、安全に食べることができるにもかかわらず、さまざまな理由で、市場性を失い、捨てられる食品ロスが、年間約６３０トン発生しています。これは全世界の食料援助量に匹敵する量だといわれています。
　賞味期限が迫って、売れなくなった商品や、家庭で余っている食品を集め、団体や施設を通じて福 祉的に利用する、「フードバンク」の取り組みが、全国で広がっています。

　平成２５年に４０団体だったのが、今年１月では７７団体に増えています。
大阪には、認定法人　ふーどばんくおおさか（ 堺市東区 大阪食品流通センター内）があり、ホームページなどで、食品の提供企業の募集、ボランテアの募集が呼びかけられています。

★　そこで、市内のスーパーなどが、フードバンクなどを活用して、売れ残り商品をなくし、可燃ごみの発生を減らすことが、できないでしょうか。お考えをお聞きします。

次に、家庭からでる、手つかずの食品についてです。

　２３００トンが削減目標です。
　市の広報やイベントなどで、手つかず食品をなくす取組を紹介するとされています。

　現在、賞味期限切れの食品は、家庭では、可燃ごみに出しています。
　お中元などで、使わない食品をもらった場合でも、処分を試案した結果、結局、可燃ごみしか、ないというのが現実です。

　京都府は、ごみ問題に詳しい学識経験者、飲食業、消費者団体などの関係者で、この６月に「食品ロス削減府民会議」を発足させました。

　食品ロス削減を盛り込んだ「第３次　府食育推進計画」に基づくものです。
推進にあたっては「幅広い関係者の協力と、府民を広く巻き込んだ運動が必要」としており、「フードバンクへの提供が、福祉に役立つことを広く知ってもらいたい」という、情報発信などを検討するとしています。

　環境部のみならず、市として、フードバンクなどの活用を視野に入れた研究を行なうことを強く要望しておきます。

次に、資源集団回収についてです。

　家庭ごみのうち、リサイクル可能な紙類16.1％、約５５００ｔの減量が課題です。
　集団回収した、新聞、雑誌、ダンボール、古着、アルミ缶、牛乳パック、ざつ紙などは、寝屋川市を経由せず、直接リサイクル業者が買い取り、資源化されます。
　従って、集団回収の量が増えることが、ごみ排出量と可燃ごみの減量に直結しています。

　資源集団回収の団体登録は、現在、自治会、老人会、こども会、ＰＴＡなど３２４団体です。

★集団回収に取り組んでいる、地域分布に基づく拡大の方向、さらなる啓発の方法について
お聞きします。

次に、ごみ減量出前講座についてです。

　６月２１日、今年度新設の出前講座「寝屋川市のごみの現状と減量化の取り組み」に参加しました。前からの出前講座は、ごみの分別の仕方が主な内容でしたが、新しい講座は、寝屋川市のごみの現状と減量目標、どう減らしていくかなどが説明されています。

　地域や市民団体が主催して、できるだけ多くの人に広げていくことが課題です。
　参加者から「地域では分別が徹底されていない」や、今年度の新しい講座の開催数がこの日で２回目で次の予約が入っていないなど、低調であることから「市が直接、自治会などのに、働きかけたら良いのではないか」や「もっと気軽に講座が開けないのか」などの意見が出されました。

★　市内の１９９の自治会や、老人会、子ども会 などに出前講座の開催をお願いすることについての、現状と課題をお聞きします。

★次に、雑がみ回収袋など、市民への啓発媒体についてです。

　２県６２市区が、雑がみ回収袋を作成、配布しています。
　雑がみ回収袋には、雑紙の出し方、主な雑がみの品目と絵、対象外の品目と絵などが印刷されています。３Ｒ，４Ｒの啓発情報や、雑がみの回収拠点の一覧表や地図を掲載している自治体もあります。

   これは、天童市の雑がみ回収袋です。集団回収の場所が印刷されています。
　こちらには、雑がみの品目などの絵があります。

　このように、雑がみ回収袋は、たんなる回収容器としての機能に加えて、ごみ減量やリサイクルの、貴重な啓発媒体として活用されています。
★本市でも、ごみ減量やリサイクルの啓発媒体について、研究をお願いし、見解をお聞きします。

次に、生ゴミ対策についでです。

　ごみ減量実施計画では、家庭ごみの３４．４％をしめる生ゴミの水分を現状の８０％から６０％へ減らすことで、２３００トンの削減を目標にしています。
　水切り器クードをはじめ、市民の独自の手法による「もうひと絞り運動」の広がりが求められます 。
　私たちの毎日の暮らしの中で、また事業者の方のもう一工夫で、生ゴミの重量が減ることになりますので、あらゆる機会をとらえて、訴えていくことが肝心です。

　生ごみ自体については、生物系資源なので、時間とともに必ず腐敗します。本来、燃やさなくても、土にもどるものです。 都市部におけるごみ減量のカギは、「生ごみの資源化」だとも言われています。

以下、お聞きします。

★　生ゴミの自家処理については、屋外用コンポストや室内用の電気処理機や電気ママポート、これは流しに直結していて、そのまま乾燥、細分化されるものです、多くの市民が堆肥化に取り組めば、生ゴミの可燃ごみは削減できます。
　大きな効果をあげている都市部での事例が、なかなか、見つかりませんが、コンポストの普及や堆肥化の地道なＰＲと、引き続く研究をお願いし、見解をお聞きします。

次に、ごみ減量での市民団体との連携についてです。

★　例えば、吹田市では、市民研究所として、公益財団法人「千里リサイクルプラザ」が活 動しています。
　市民研究員が、生活者の視点で、ごみ減量についての、社会実験や実践活動を伴う調査・研究活動を行っています。イベント用の、リユース食器の貸し出しも行っています。

　本市においても、「もったいない」を合い言葉にして、ごみ減量化に取り組んでいる団体や、グループがあります。そういう市民団体と、連携してごみ減量・資源化を進めることが、必要だと考え、見解をお聞きします。

次に、拡大生産者責任（ＥＰＲ）についてです。

　拡大生産者責任とは、製品の使用後の回収やリサイクル、処分の費用を、製品コストとして生産者（企業）に負担させる考え方です。
　企業は、コスト削減のため、環境負荷が少なく、再利用できる製品の開発 を進めます。製品の廃棄処分まで、生産者の責任を拡大するので、拡大生産者責任と呼ばれています。

　ドイツでは、「廃棄物回避・処理法」などの法律で、環境への負担を、少なくする製品を生産者に義務づけ、生産者が設計段階から、廃棄物発生を最小化するルールをつくりました。

　日本では、拡大生産者責任の政策が遅れています。循環型社会形成推進基本法に、拡大生産者責任の考えが入ってはいますが、「技術的及び経済的に可能な範囲で」などの限定条件がつけられています。

  この拡大生産者責任の弱さは、ごみ減量・再資源化に困難をもたらしています。
 設計・生産段階からゴミを減らすという仕組みがありません。従って、リサイクルする量を増やしても、生産量の増加の方が上まわって、ごみが増えるというイタチごっこが続いています。

　拡大生産者責任の原則から、飲料メーカーや容器の製造事業者に対し、ペットボトルなどの出荷量全量に対応した再資源化を義務づけ、ペットボトルの回収・運搬・保管などの費用をメーカー負担とすることが求めらています。

★現在のごみ問題の解決には、「出てきたごみを適正に対処する」という対応では、もはや限界であり、物の製造段階にまでさかのぼった対策が必要となっています。このことから、 拡大生産者責任が現実化することが求められます。お考えをお聞きします。

次に、海洋ごみについてです。

　環境省による「海洋ごみとマイクロプラスチックに関する調査結果」が公表されています。
海洋ごみで一番やっかいなのが、ペットボトルなどのプラスチック製のごみで、野生動物に大きな影響を与えています。

　プラスチックは、時間がたっても自然分解せず、紫外線や温度変化・時間の経過によって、劣化し、細かい破片（マイクロプラスチック）になることで、生態系や環境に大きな影響を与えるものです。

　ペットボトルなどのプラスチックを、山や川にポイ捨てしないことはもとより、分別・リサイクルが必要です。しかし、リサイクルは持続的な解決策ではなく、プラスチック自体を減らす必要があることが世界的に摘されています。

●　次に、情報公開などについてです。

  市民が「住み続けたいと思うまちづくり」、「親切な市役所」、また、「市民の協力、市民参加のまちづくり」をめざす立場から、情報公開についてお聞きします。

第１は、市役所からの文書や通知についてです。

　字が小さい、わかりにくいなどの声が寄せられています。とりわけ、高齢者世帯や、一人暮らしの高齢者からの要望です。

★「字を大きくして」、「見出しは的確に」、「専門用語については、わかりやすい説明を入れる」など、市民の意見を取り入れての、具体的な改善をお願いし、見解をお聞きします。

★また、市民が困った時に利用できる各種減免制度については、どんな場合に利用できるのか、など、わかりやすく、掲載してほしいとの声を聞いています。

　また、文字ばかりの文書の中に書いてあって、全部読まないとわからないのではなく、見出しを工夫するなど改善してほしいとの要望について、見解をお聞きしま す。

第２に、各種審議会等についてです。

★まず、公開されている各種審議会等の、会議資料の公開についてです。
　例えば、先日、開催された「ごみ減量化・リサイクル推進会議」は、翌日には、会議に出された資料が、ホームページに掲載されています。
　市民が、傍聴に行けなくても、どのようなことが議題だったのか、どんな資料が出されたのかがわかるということです。
  審議会を担当している課によって、違いがあると思いますが、すみやかに会議資料を公開することを求め、見解をお聞きします。

★次に、会議録の公開については、
　一定の時間がかかることは理解できます。市としての統一的な目安があるのかどうか、お聞きします。構成する委員が全て外部の委員である場合など、状況によっては、時間と手間がかかることも理解できますので、何パターンかでも結構ですので、目安をお示しください。

★次に、事前の資料配布については、
  ある審議会では、郵便で送られてくる議案や資料が、手元に届くのが遅いとの声を聞きました。これについてもも目安は何日前なのかなど、改善されるように求め、見解をお聞きします。

●その他で２点お聞きします。

まず、国民年金についてです。

　国民年金制度は、４０年間保険料を納めた人が受給できる「満額年金」でさえ、月６万５７４１円で、生活保護の生活扶助基準額を下回り、老後の生活保障の役割を果たせない、不十分な制度となっています。年金制度については、最低年金保障制度の創設など、抜本的な改善が求められているところです。

　今回、年金制度が改正され、年金を受け取れる「資格期間」が２５年以上だったのが、今年８月から 、１０年に短縮されます。
　新たに年金を受け取れるようになる１０年以上２５年未満の資格期間の人には、日本年金機構から年金請求書が郵送されています。

　また、年金加入期間が１０年未満の人は、対応によっては、１０年の資格を得られる人が、います。
　まず、加入期間の漏れがないか調べること、第２に、６０才～６５才までは、１０年に不足する期間を任意加入できます。昭和４０年４月１日以前に生まれた人は、７０才まで加入できます。第３に、保険料後納制度を使い未納期間分を支払うことができます。

　これらの方には、日本年金機構から年内をメドにお知らせが送付される予定です。
 そこで、
★　市として、対象となる市民が年金を受給できるように、最善 の対応をお願いし、見解をお聞きします。

次に、減免制度、猶予制度の周知についてです。

　納付率は４８．３％と低い状態です。減免制度や、若年者猶予制度の対象が３０才から５０才までに改正されたことなどを、知らない市民もいます。
★　国民年金保険料の減免制度、猶予制度について、市民へのわかりやすい周知をお願いし、見解をお聞きします。

最後に、野良猫対策についてです。

　地域の野良猫問題は、猫好きな人がえさをやり、猫が増えて、糞尿被害となり、ご近所同士のコミュニティに支障がおこるという、放置できない問題です。

　当面の対策としては、野良猫を増やさないために、野良猫を捕獲して避妊・去勢手 術を行うこと、避妊・去勢手術をしていない飼い猫は外に出さないこと、えさは猫ごとに直接与えて、置きえさはしないこと、などのルールを地域で確認していくことが必要になります。

　担当課の日常的ながんばりを評価した上で、以下、３点お聞きします。

★１．自治会内で回覧する「置きえさをしない」などの市としての文書が必要です。
★２．啓発ポスターの検討結果について。
★３．今年度の環境部の基本方針である「野良猫を地域で管理し、糞尿被害の解決、「地域猫事業」の創設」について、内容や今後のスケジュール、関係者への周知などについて、お考えをお聞きします。

以上で、質問を終わります。尚、再質問は自席にておこないます。